

『市街化調整区域における地区計画制度』の活用に係る支援制度

本市では、人口減少や少子・超高齢社会においても、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けることのできる『ネットワーク型コンパクトシティ』のまちづくりに取り組んでいます。

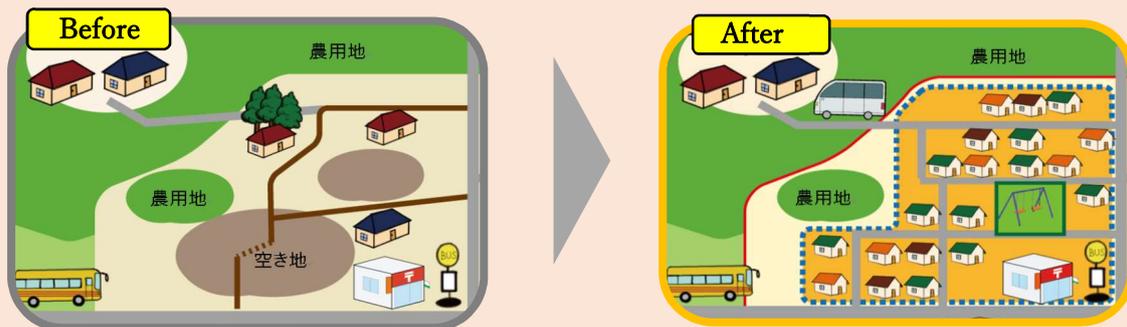
<郊外部（市街化調整区域）の取組み>

合併前の旧町村の中心部などに身近な地域拠点を配置し、地域拠点内にスーパーや診療所など生活に便利な施設を誘導・充足することで、便利で暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。また、地域拠点や地域コミュニティの核である小学校を中心としたコミュニティを維持・形成していくため、地域拠点や小学校周辺において、道路や公園、宅地などを計画的に整備できる『市街化調整区域の地区計画制度』の活用促進に取り組んでいます。

市街化調整区域の地区計画制度の活用を支援するため、地域の皆様が主体となった検討への支援制度を設けていますので、是非ご活用ください。

⇒市街化調整区域の地区計画制度とは

地域にお住まいの皆様が地域の課題や将来像について話し合い、民間事業者の参画を受けながら、地区の特性に応じて決め細かくまちづくりの計画・ルールを定めることで計画的に道路や公園、宅地を整備することができる制度です



※運用基準や運用区域については、「市街化調整区域の地区計画制度運用指針」を参照ください。

1. 出前講座の開催など

「地区計画制度について詳しく知りたい」「検討してみたい」など、地域の皆様の依頼内容に応じて『出前講座』やご相談にお応えしますので、NCC推進課（TEL028-632-2563）にお問合せください。

2. アドバイザー派遣制度

地域の皆様による地区計画活用に向けた検討を支援するため、都市計画や開発計画など土地利用の専門家（アドバイザー）を派遣する制度です。

アドバイザーは、地区の目標や将来像、土地利用方針、候補地選定などの土地利用構想の検討や地域の皆様と民間事業者の連携や調整などの活動を支援します。

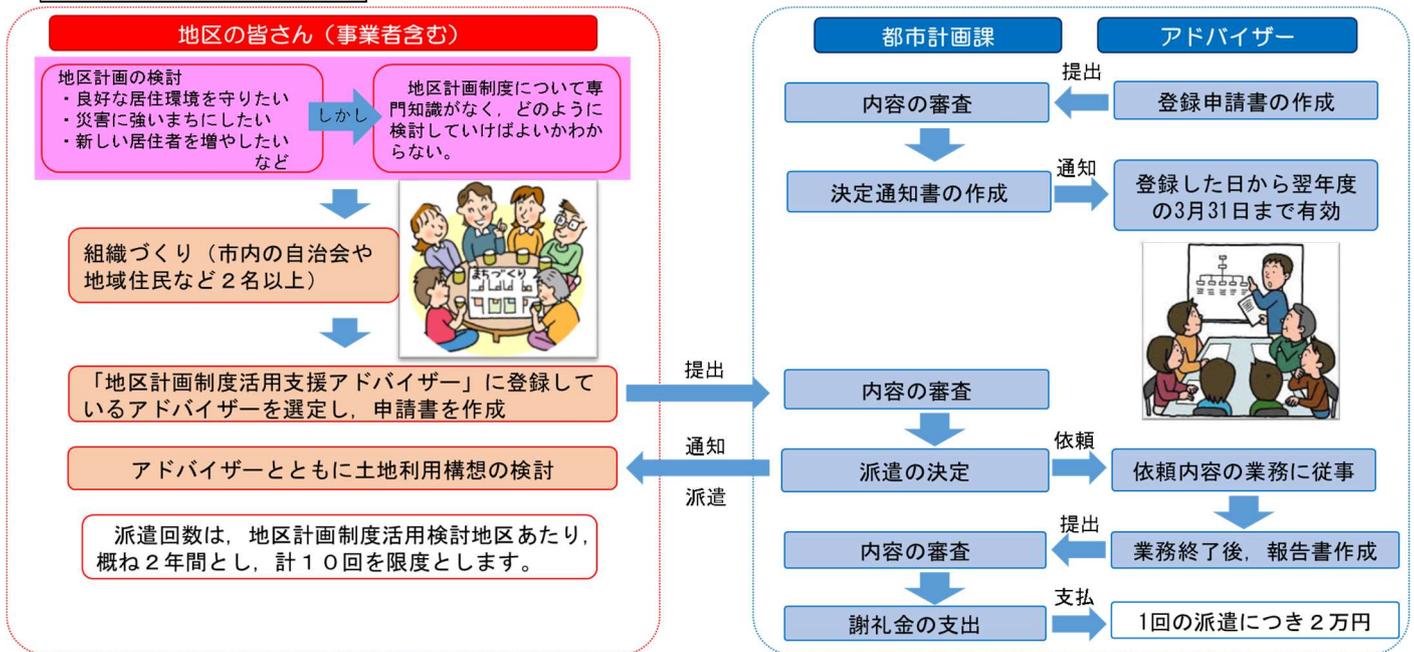
【派遣条件】

- ・自治会や地域住民等の2名以上で組織される団体を派遣対象とします。

【派遣方法】

- ・市の「地区計画制度活用支援アドバイザー」に登録している方を選定いただき、市に対して派遣依頼をいただきます。
- ・なお、派遣回数は、概ね2年間で合計10回を限度としています。

アドバイザー派遣の流れ



※地区計画制度活用に向けた地域の活動をお手伝いいただける専門家（アドバイザー）を随時募集しています。

3. 調査計画費の補助

地域の皆様による地区計画制度活用に向けた土地利用構想作成などを支援するため、調査計画費の一部を助成する制度です。

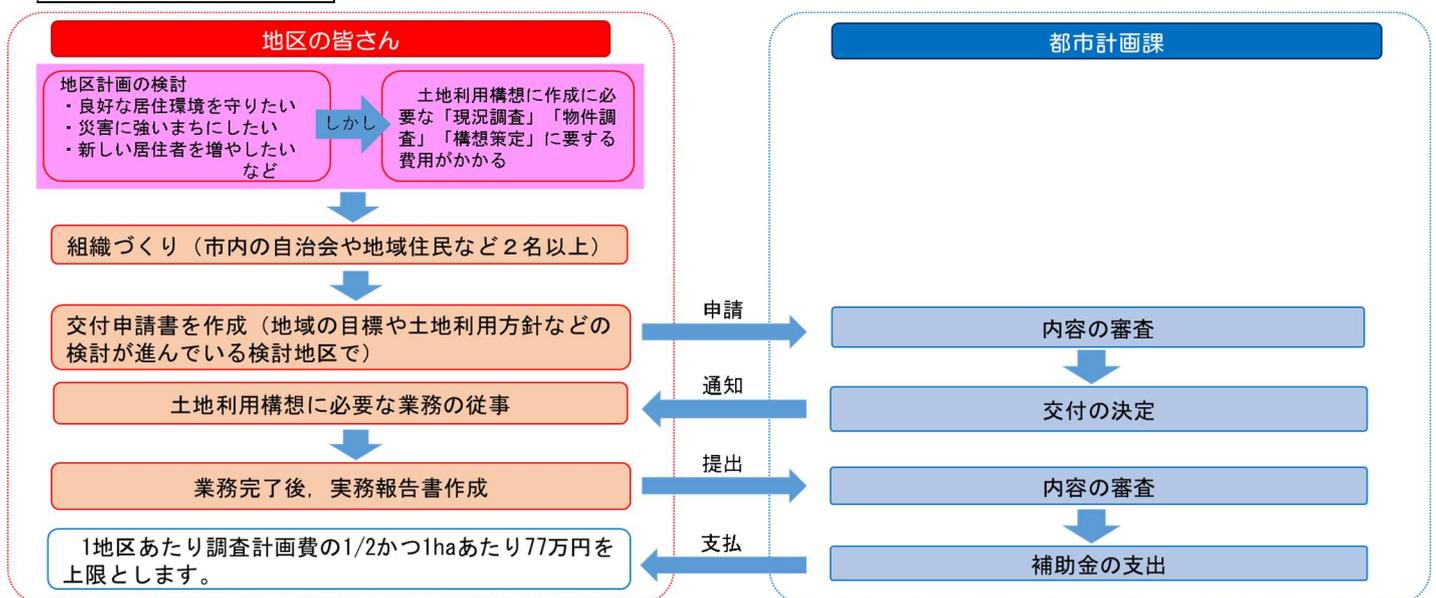
【補助条件】

- 自治会や地域住民等の2名以上で組織される団体
- 地区の目標や将来像、土地利用方針など土地利用構想の検討が進んでいる地区
- ① 民間事業者が既に参画している地区は対象外となります。

【補助内容】

- 土地利用構想作成に必要な「現況調査」や「物件調査」、「構想策定」等の調査費の一部を補助します。
- 補助額は、1地区あたり調査計画費の1/2かつ1haあたり77万円を上限としています。

調査計画費補助の流れ



※支援制度の詳細は、NCC推進課（TEL028-632-2563）までお問合せください。

※市HPに支援制度の要綱等を掲載しています。『ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた市街化調整区域の取組み』で検索ください。